

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

令和7年度事業承継マッチング支援業務

## 2 概要及び目的

現在、中小企業における後継者不在による廃業が大きな社会課題となっており、国は「事業承継ガイドライン」及び「中小M&A推進計画」等を策定し、官民合わせて年間6万件のM&A成約を目標として掲げ、支援施策を強化している。

特に、北海道は全都道府県の中でも後継者不在率が高く、札幌市を含む「さっぽろ連携中枢都市圏」の構成市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）が活力ある経済基盤を維持し続けるためには、このような後継者不在を原因とした廃業を防ぐことが急務である。

このため、本業務では後継者不在のため廃業を検討している事業者や、事業承継に関する課題を抱える中小企業事業者（以下、「譲渡希望者」という。）、特に支援の手が十分に行き届かない小規模・零細事業者に対し、当該事業の譲受けを希望する事業者や起業志望者等（以下、「譲受希望者」という。）を紹介するなど、円滑な事業承継を支援することで、域内における廃業による経済的損失を防ぐことを目的とする。

## 3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) ポータルサイトの運用

譲渡希望者の事業概要等について、関心のある事業者等が閲覧できる事業承継マッチングポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を構築・運用し、ポータルサイトを閲覧し事業承継（譲渡・譲受の双方）を希望する方からの問い合わせに対応する。

また、ポータルサイトを閲覧し、事業の譲渡に関する支援やポータルサイトへの掲載を希望する事業者に対しては、下記(5)と同様に面談・相談対応を実施のうえ、事業者の情報について、ポータルサイトへの登録及び公開を行う。このとき、下記(5)と同様に「事業承継診断結果」を毎月の業務完了時に提出するものとする。なお、支援を開始する前に「札幌市 事業承継マッチングポータルサイト利用に関する誓約書」（別紙1参照）を受入し、反社会的勢力及び反社会勢力に関係のある者ではないこと等を確認する。

なお、ポータルサイトの構成、レイアウト及び閲覧可能な事業概要等については、別紙2を基本とし、必要に応じて委託者と受託者の協議により修正

することができるものとする。

加えて、譲受希望者からの問い合わせにも対応する。なお、問い合わせのあった譲受希望者からも、下記(2)のマッチング支援を開始する前に「札幌市 事業承継マッチングポータルサイト利用に関する誓約書」（別紙1参照）を受入し、反社会的勢力及び反社会勢力に関係のある者等ではないこと等を確認する。

## (2) マッチング支援

譲渡希望者及び譲受希望者の意向や希望条件に合致する相手方をそれぞれに提案し、双方が相手方の希望を踏まえたうえで、事業承継に向けた交渉の開始を了解した段階に至るまでの支援（以下、「マッチング支援」という）を実施する。マッチング支援に当たっては、国の中小M&Aガイドライン（令和6年8月第3版）の主旨を踏まえて、善管注意義務の履行及び職業倫理を遵守し、支援対象者の意向に沿った対応を行うこと。

マッチング支援が完了した案件は下記(7)のとおり原則、北海道事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎ支援センター」という。）をはじめとする公的支援機関に引き継ぐこととする。ただし、対象事業者が、引継ぎ支援センター以外の事業者を希望する場合は、状況に応じて、当該事業者と事業承継等に関する契約関係にある支援者等に引き継ぐこととする。なお、引継ぎ支援センターへの引継ぎに当たっては、同センターによる支援の概要について事前に説明するとともに、原則として別紙3に定める「事業引継ぎ交渉開始確認書①」を、譲渡希望者・譲受希望者双方から徴取した上で、引継ぎを行うこととする。また、引継ぎ支援センター以外に引き継ぐ場合は、事前に委託者に報告し、原則として別紙4に定める「事業引継ぎ交渉開始確認書②」を、譲渡希望者・譲受希望者双方から徴取した上で、引継ぎを行うこととする。当該確認書①、②の様式は、必要に応じて、委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

上記の引継ぎに当たっては、引継ぎ先との連携を密にするとともに、対象事業者及び引継ぎ先に対し、これまでの経緯や今後の手続きの流れ等について十分な説明を行い、円滑な引継ぎとなるよう留意すること。また、引継ぎ後も適宜状況を把握するとともに、その状況について定期的に委託者へ報告すること。

## (3) 譲渡希望者（潜在的な候補者を含む）の抽出調査及び潜在ニーズの掘り起こし

以下アの条件に合う事業者について、【今後の経営の展望、後継候補者の有無、事業承継における課題、求める支援、専門家による訪問支援の利用希望の有無】などを把握し、(5)の訪問・面談につなげる潜在的な事業承継の対象候補者を抽出する。なお、事業の目的に鑑み、受託者の持つノウ

ハウを最大限に活用し、後継者不足を原因とした廃業リスクが高いと判断される事業者を優先的に抽出すること。また、後継者不足を原因とした廃業リスクの判断基準については、事前に委託者と協議すること。

#### ア 対象事業者の条件

以下のすべての条件を満たす者。

なお、条件は、必要に応じて、委託者と受託者の協議により調整することができるものとする。

(ア) 連携中枢都市圏に主たる事務所がある。

(イ) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する「中小企業者」である。（その内、できるだけ小規模な事業者を優先すること。）

(ウ) 代表者の年齢が令和 7 年 4 月 1 日現在で 66 歳以上である。

(エ) 代表者の後継者がいない又は未定（未確認を含む）である。

ただし、上記(ア)～(エ)のすべての条件を満たす者であっても、日本標準産業分類の大分類 0（教育、学習支援業）のうち中分類 81（学校教育）、大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 93（政治・経済・文化団体）、94（宗教）、96（外国公務）、大分類 S（公務（他に分類されるものを除く））、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食業（ただし、公序良俗に反しないなど社会的に批判を受けるおそれがないものを除く。）、第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、及び公序良俗に反する遊興娯楽業および風俗営業等のいずれかに属する者は、除くものとする。

#### イ 抽出調査件数

下記(5)の新規対象先として初回訪問する事業者の目標を 12 者以上としており、この目標を達成するために、抽出調査を行うこと。

#### ウ 抽出事業者情報

上記イの支援及び意識啓発を行う事業者については、下記項目に係るリストを作成し、提出すること。

(ア) 事業者名又は屋号

(イ) 代表者肩書、氏名

(ウ) 業種

(エ) 従業員数

(オ) 主たる事務所の住所、電話番号

(カ) 今後の経営の展望（継続、廃業、事業承継希望、それぞれの時期、等）

(キ) 後継候補者の有無

(ク) 事業承継における課題、求める支援

(ケ) 専門家による訪問支援の利用希望の有無

#### エ その他留意事項

(ア) 事業者へのアプローチは、代表者と直接話をするを原則とする。

ただし、当該事業者及び代表者の都合等により、代表者から直接話を聴くことが困難な場合は、この限りでない。

(イ) 拒否の意向が示された場合には、当該事業者の意思を尊重し、それ以上の確認・調査等を行わないこと。

(4) 事業周知

ポータルサイトの認知度向上を図るため、事業対象者及び関係機関等に積極的に周知を図ること。また、譲渡事業者（潜在的な候補者を含む）の意識啓発のため、25者以上を目標に、事業承継の意義や本市事業の目的、概要等の説明を個別に実施すること。

(5) 譲渡希望者（潜在的な候補者を含む）への面談・相談対応

事業承継に関する課題を抱える事業者に積極的な連絡及び訪問（以下、「プッシュ型支援」という。）を行い、事業承継に関する基本的事項を説明した上で、個別の相談に応じ、相談内容や課題に沿った適切なアドバイスを行うこと。なお、その際に使用するパンフレット（事業承継の成功事例集などを想定）を作成し、潜在的なニーズの喚起に努めること。また、上記(1)の事業承継マッチングポータルサイトの紹介及び掲載に向けた案内を行い、掲載について承諾を得られた事業者の情報について登録・公開を行う。

受託者がプッシュ型支援を行う対象となる事業者は、(3)でリストアップした譲渡希望者（潜在的な候補者を含む）のほか、金融機関や各支援機関から紹介又は対応依頼のあった事業者などが想定される。ただし、日本標準産業分類の大分類0（教育、学習支援業）のうち中分類81（学校教育）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類93（政治・経済・文化団体）、94（宗教）、96（外国公務）、大分類S（公務（他に分類されるものを除く））、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食業（ただし、公序良俗に反しないなど社会的に批判を受けるおそれがないものを除く。）、第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、及び公序良俗に反する遊興娯楽業および風俗営業等のいずれかに属する者は、除くものとする。

なお、本業務の委託期間において、より多くの企業にプッシュ型支援を行うこととし、延べ65者程度の事業者訪問を目標とし、うち新規対象先として初回訪問する事業者の目標を12者以上とする。また、譲渡希望者（潜在的な候補者を含む）との面談等にあたり、初回の新規訪問については、原則対面で行い、2回目以降の訪問については、譲渡希望者の意向を十分確認した上で、対面及びオンライン等の方法は問わないこととする。

面談・相談対応結果については、事業者ごとに「事業承継診断結果」を作成し、毎月の業務完了時に提出すること。「事業承継診断結果」の様式は、別紙5を基本とし、必要に応じて、委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。

(6) 譲受人への面談・相談対応

譲受希望者からの個別の相談に対応し、相談内容に沿った適切なアドバ

イスを行うこと。その際、譲受希望者の概要及び意向等が分かる「譲受希望者登録シート」を作成するものとする。「譲受希望者登録シート」の様式は、別紙6を基本とし、必要に応じて委託者と受託者の協議により修正することができるものとする。また、事業承継マッチングポータルサイトに掲載された事業者の情報等が「譲受希望者登録シート」に合致するような場合には、速やかにマッチング支援に向けた提案を行うこと。

(7) 他支援機関との連携・配慮

事業承継に関する支援は、委託者及び札幌中小企業支援センターを始めとし、国や他の中小企業支援機関と連携し、提供する支援策を積極的に活用しながら支援を行うこと。

なお、上記(2)のマッチング支援が完了した案件について、引継ぎ支援センターをはじめとする支援機関又は支援者へ引継いだ場合であっても、事業承継手続きが完了するまで、必要に応じて支援に協力するなど、円滑に手続きが進行するよう配慮すること。

また、事業譲渡に関心がある事業者において、契約関係にあるなど密に関係している金融機関や税理士等の支援者がいる場合は、当該事業者と支援者の関係に細心の注意を払い、トラブルとならないよう配慮すること。

(8) 札幌市創業支援等事業計画参画機関への情報共有

起業志望者の情報を豊富に有する当該参画機関に対して、ポータルサイトの掲載内容更新情報を適宜提供する。情報の提供手法は問わないが、新規登録情報が2週間以内に各参画機関に届くような手法を用いること。なお、参画機関の連絡先等は委託者から受託者へあらかじめ提供する。

<札幌市創業支援等事業計画 HP>

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/plaza.html>

(9) 事業計画書の作成

受託者は、委託契約締結後速やかに、業務内容の詳細、業務項目ごとの実施スケジュールを含めた「事業計画書」を作成のうえ、委託者に提出し承認を受けること。

(10) 事業の進捗状況等報告

受託者は1か月ごとに事業の進捗状況及び成果について「月別実施報告書」を作成し、翌月5営業日を目途に委託者へ報告すること。ただし、令和8年3月分については令和8年3月31日までに委託者へ報告すること。

(11) 実施結果の報告

受託者は、業務完了後、業務全体の「実施報告書」を作成し、令和8年3月31日までに書面及び電磁データで委託者に提出すること。

その際に、上記(1)(5)の事業者ごとの面談・相談対応結果（「事業承継診断結果」）、譲受希望者等の「譲受希望者登録シート」、別紙2に定める「事業引継ぎ交渉開始確認書①」及び別紙3に定める「事業引継ぎ交渉開始確認書②」も同様に提出すること。

また、ポータルサイトの掲載データについても委託者の指定する方式で電磁データを提出すること。

(12) その他

当該業務の実施にあたり、受託者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考える事柄があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

5 実施体制

(1) 人員

中小企業の事業承継支援に優れた能力・知識・経験等を有する専門家を複数名配置すること。

(2) 場所

上記業務内容を遂行できるところであれば、実施場所は問わない。

6 ポータルサイトの情報セキュリティについて

上記4(1)にあるポータルサイトの構築・運用にあたり、以下の要件を満たすこと。

- (1) セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。
- (2) 運用にあたってはデータの消失を防ぐため、定期的にバックアップを行うこと。
- (3) ID/パスワード等を適切に管理すること。
- (4) アクセスログ等を記録し適切に保管すること。
- (5) ネットワーク内外からの不正な接続及び侵入、個人情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。
- (6) システムで使用するソフトウェア等の最新の脆弱性情報を把握しシステムへの影響を調査・評価すること。
- (7) セキュリティパッチの提供がある場合はシステムへの影響を考慮し、影響がない場合は適用すること。
- (8) システムで使用するソフトウェアは、システム更改の時期を考慮し、メーカーによるサポート対象の製品、バージョンを用いること。
- (9) 委託元の要請等に基づき、サービス提供者のセキュリティ対策、運用体制等に関し、監査を行うこと。
- (10) 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに受託者において緊急時対策を行うとともに委託者へ報告すること。また、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (11) システム障害が発生したときは、速やかに原因の特定及び障害復旧方法の検討を行い、正常な状態に回復させること。なお、復旧方法は、委託者と相談の上、システム停止時間などを考慮した上で決定するものとする。システム障害の解消に要する経費は、本契約に含むものとする。

- (12) サービス停止を伴うシステムメンテナンスを行う場合は、可能な限り利用者の少ない時間帯に行うよう努めること。
- (13) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、委託者の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (14) サーバの設置国は日本国内またはリージョンの地域に日本が選択できること。
- (15) ポータルサイトは日本国の法律を準拠法とする。
- (16) この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密について、自己の役員もしくは従業員、弁護士や税理士等の専門家、委託先以外の第三者に漏洩することがないようにし、業務遂行目的外に使用しないこと。  
この規定は、この委託契約が終了又は解除された後においても継続して有効とする。
- (2) 本業務において受託者が収集したデータは、全て委託者に帰属し、業務終了時に委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、「個人情報保護に関する法律」を遵守すること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、譲渡希望者（潜在的な候補者を含む）の意思を尊重し、拒否の意向が示された場合には、それ以上の確認・調査等を行わないこと。また、クレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。
- (5) 本業務の遂行に当たっては、国の中小M&Aガイドライン（令和6年8月第3版）に記載の「不適切な譲り受け側の排除に向けた取組」に十分留意し、誠実な対応を行うこと。
- (6) 本業務の履行において、使用する製品等を含め環境負荷の低減に努めること。
- (7) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。
- (8) 本業務の全部及び主たる業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申し出ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容に照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。なお、受託者は、第三者委託先へ秘密情報を開示する場合は、当該委託先に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。また当該委託先による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負う。この規定は、この委託契約が終了又は解除された後においても存続継続して有効とする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (10) 本業務の執行において不明な点や変更を要する点が発生した場合、及び本

仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。

- (11) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

8 本件に係る問い合わせ・報告書提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

札幌市役所 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部

商業・経営支援課 須貝・上野

TEL : 011-211-2372 FAX : 011-218-5130

E-mail : kin-yu@city.sapporo.jp



## 札幌市 事業承継マッチングポータルサイト利用に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
事業者名  
代 表 者 印  
担 当 者 所 属  
氏 名  
電話/FAX  
E-mail

札幌市が運営する事業承継マッチングポータルサイト及び札幌市のマッチング支援を利用するにあたり、下記のとおり誓約します。

### 誓約事項

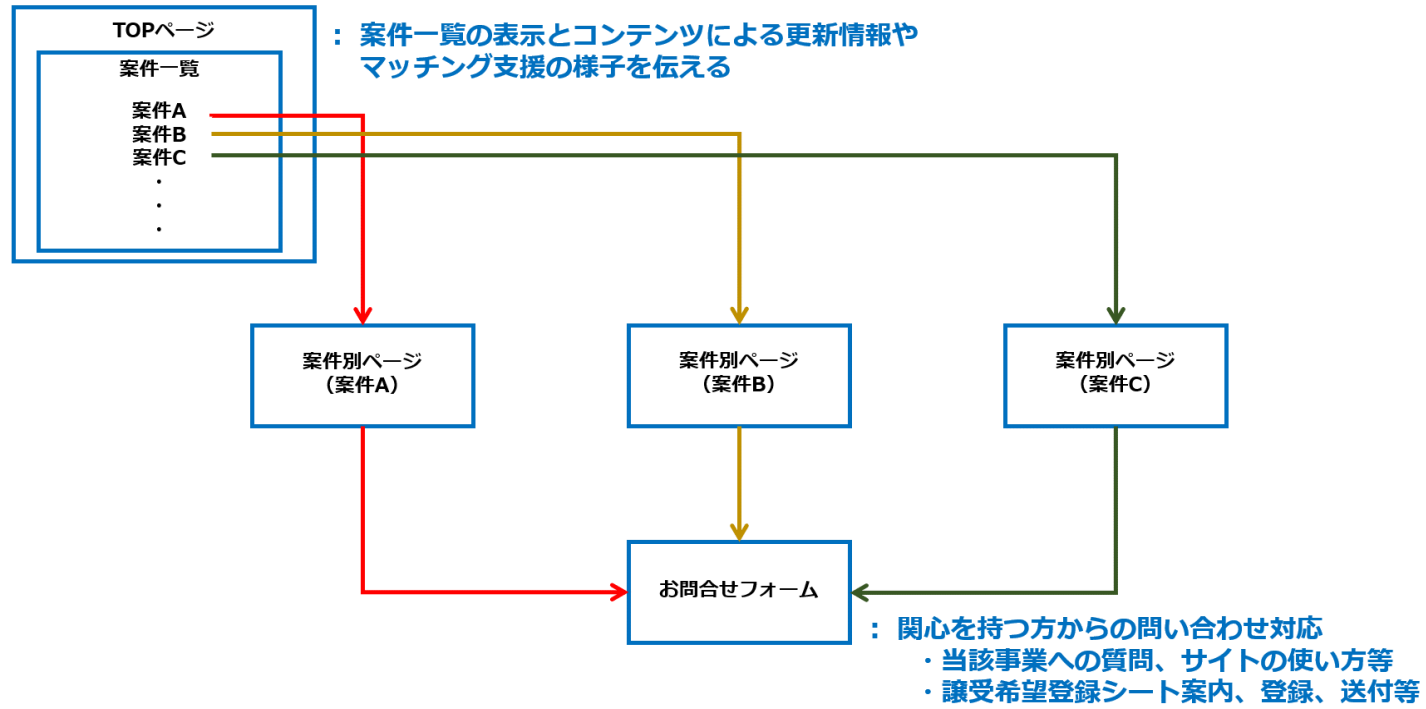
- 以下のいずれにも該当しません。
  - 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員（以下、役員及び従業員等）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
  - 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - 役員及び従業員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
  - 役員及び従業員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
  - 役員及び従業員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(裏面記載あり)

- 2 役員等が暴力団員等に該当しないことの確認のため、警察に照会を行う場合があることに同意します。また提出した資料及び支援に当たって提供を受けた情報等は、公的機関(税務当局、警察署等)の求めに応じて提供する場合があることに同意します。
- 3 事業承継マッチングポータルサイトへの掲載あるいは、掲載案件へのアプローチにあたっては、中小企業庁が令和6年8月に発表した「中小 M&A ガイドライン(第3版)」に準拠していることを確認するため、下記に記載の調査資料等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、必要に応じて調査を求められた場合には、速やかに応じます。  
【調査資料(例)】  
税務申告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)、商業登記簿など
- 4 本宣誓書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本宣誓書に違反したことにより、支援の打ち切りやポータルサイトの会員登録が解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もいたしません。

以上

サイトマップ



掲載案件 譲受案件 その他

\*案件一覧 (譲渡案件)

検索項目は不要であれば削除

案件の検索

業種

業種 (大区分) 業種 (中区分) 業種 (小区分)

地域

全国  
 北海道  東北  関東・甲信越  中部・北陸  近畿  中国・四国  九州・沖縄  その他

案件の条件

売上高 利益水準の下限 設立年数 事業運営人数の規模 売却希望時期 負債の有無 交渉希望範囲 (法人・個人)

売買希望価格  
 対象外  ~99万円  100~299万円  300~500万円  500~999万円  1,000~1,999万円  2,000~2,999万円  3,000~4,999万円  5,000万円~1億円以下  1億円~5億円以下  5億円超

検索条件を弱す

条件を消去 条件を検索

検索結果

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 ボイラー設置工事業



受付中 0 0 専門家「あり」

お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売買希望価格	取引希望期限
建設・工事関連	北海道	1億円~2億5,000万円未満	対象外	時期未定

業種

地域

売上高

売却希望価格

取引希望期限

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 大手電機メーカー代理店 電気機



受付中 0 0 専門家「あり」

お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売買希望価格	取引希望期限
電気機械器具関連	北海道	1億円~2億5,000万円未満	対象外	時期未定

以下、登録されている案件が並ぶ

★非公開案件 札幌市 大手企業を顧客に持つアルミチップ製造業



受付中 0 0 専門家「あり」

お気に入り登録

業種(中分類)	地域	売上高	売買希望価格	取引希望期限
金属製品・加工関連	中部・北陸	1,000~5,000万円未満	非公開です。	時期未定

案件番号 00000754 公開日: 2019年12月16日

案件詳細

★案件化対応必要★ 北海道札幌市 ボイラー設置工事業



受付中 ● 0 ● 0 ● 0 専門家「あり」

売却希望価格

取引希望期限

ご入力登録

業種(中分類)	地域	売上高	売却希望価格	取引希望期限
建設・工事関連	北海道	1億円~2億5,000万円未満	対象外	時期未定

業種

地域

売上高

この案件に問い合わせる

ボタン押下で問い合わせフォームへ

案件番号 00000760 公開日: 2019年12月17日 | 更新日: 2019年12月19日

法人情報

法人名	北海道 機械器具設置工事業	法人名	
アドバイザー名		アドバイザー名	アドバイザーの要否
売上高	1億円~2億5,000万円未満	売上高	営業利益
負債総額	非開示	負債総額	総資産額
対象会計年度	2019年 2月	対象会計年度	設立年
			設立20~50年未満

案件情報詳細

売却希望価格	対象外	売却希望価格	運営人数イメージ	5人未満	運営人数イメージ
対象資産	対象外	対象資産	取引希望期限	時期未定	取引希望時期
交渉希望範囲	問わない	交渉希望範囲	交渉希望地域	北海道	交渉希望地域
掲載理由	その他	掲載理由			
市場規模 (主要顧客、提供可能なサービス)	市場規模 (主要顧客、提供可能なサービス)				
差別化要素	差別化要素				
補足情報	補足情報				



## 事業引継ぎ交渉開始確認書①（譲受希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲受希望者」という。）は、\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）の事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲受希望者は、譲渡希望者及びその代理人等（以下「譲渡希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲渡希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市、札幌市の業務受託者及び北海道事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎ支援センター」という。）に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（引継ぎ支援センターの支援）

譲受希望者は本確認書調印後、本件を進めるために引継ぎ支援センターが中立的立場で支援に入ることに同意し、資料の開示等に協力するものとする。

## 第3条（デューデリジェンス）

譲受希望者は、譲渡希望者等に対し、本件譲受対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者等はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第4条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲受希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先

## 事業引継ぎ交渉開始確認書①（譲渡希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）は、第三者への事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲渡希望者は、譲受希望者及びその代理人等（以下「譲受希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲受希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市、札幌市の業務受託者及び北海道事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎ支援センター」という。）に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（引継ぎ支援センターの支援）

譲渡希望者は本確認書調印後、本件を進めるために引継ぎ支援センターが中立的立場で支援に入ることに同意し、資料の開示等に協力するものとする。

## 第3条（デューデリジェンス）

譲受希望者等は、譲渡希望者に対し、本件譲渡対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者等が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第4条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲渡希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先



## 事業引継ぎ交渉開始確認書②（譲受希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲受希望者」という。）は、\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）の事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲受希望者は、譲渡希望者及びその代理人等（以下「譲渡希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲渡希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市及び札幌市の業務受託者に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（デューデリジェンス）

譲受希望者は、譲渡希望者等に対し、本件譲受対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者等はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第3条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲受希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先

## 事業引継ぎ交渉開始確認書②（譲渡希望者用）

\_\_\_\_\_（以下「譲渡希望者」という。）は、第三者への事業引継ぎを目的とする事業提携（以下「本件」という。）について真摯かつ誠実に検討を行うことを約し、次の内容について確認する。

## 第1条（守秘義務）

譲渡希望者は、譲受希望者及びその代理人等（以下「譲受希望者等」という。）を通じて入手した情報（以下「秘密情報」という。）について厳に秘密を保持し、企業提携の可能性を検討する目的にのみ使用するものとし、当該目的のために必要な範囲内で取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士及び公認会計士（ただし、これらの者は法律または契約で機密保持義務を負うことを条件とする）に開示する場合を除き、譲受希望者等の事前承諾なく第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

ただし、札幌市及び札幌市の業務受託者に対しては、本件の遂行に必要な範囲で開示することができる。

## 第2条（デューデリジェンス）

譲受希望者等は、譲渡希望者に対し、本件譲渡対価等について検討するための調査（以下「デューデリジェンス」という。）を行うことができるものとし、譲渡希望者はこれに誠実に協力するものとする。

2 デューデリジェンスの結果、譲受希望者等が本件譲渡の目的を達成することができないと合理的に認めるときは、最終契約の締結を拒絶することができるものとする。

## 第3条（有効期間）

本確認書の内容は確認書の日付より発効し、書面によって解除される場合または最終契約の履行が完了した場合を除き、本確認書の日付から180日を経過する日まで有効とする。ただし、書面によって合意することで、本確認書の有効期間を延長することができる。

年 月 日

（譲渡希望者） 所在地  
会社名  
代表者氏名

印

担当者氏名  
連絡先

会社名				住所				管理NO	
代表者名		年齢		才	設立	年	月	何代目	代目
業種				業種詳細					
後継者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定			有の場合	<input type="checkbox"/> 直系親族 <input type="checkbox"/> その他親族 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> その他（具体的に）				
財務状況等	売上	百万円	営業利益	百万円	株主構成		%		%
	資本金	百万円	総資産額	百万円			%		%
	負債総額	百万円	借入金	百万円		会計年度	年	月	従業員数

< 事業承継検討状況 >

今後の承継方向性	<input type="checkbox"/> 後継者へ承継 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 廃業	<b>廃業・売却の場合のタイミング</b> <input type="checkbox"/> 3ヶ月以内 <input type="checkbox"/> 半年以内 <input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 3年以内 <input type="checkbox"/> 5年以内 <input type="checkbox"/> 5年以上先 <input type="checkbox"/> 未定
交渉希望範囲	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人も可	承継後の関与度 <input type="checkbox"/> 承継時点で退任 <input type="checkbox"/> 承継後も一定期間サポート <input type="checkbox"/> 承継後も経営陣として残りたい
交渉希望地域	<input type="checkbox"/> 近隣エリア <input type="checkbox"/> 道内 <input type="checkbox"/> 問わない	< サポート期間の目安 >
< 補足 >		

< 譲受希望者へのアピールポイント >

主要顧客・提供可能サービス	差別化要素
< 補足 >	< 補足 >

具体的な活動状況	<input type="checkbox"/> 具体的に活動中 <input type="checkbox"/> 活動したいが未対応 <input type="checkbox"/> 未対応	左記活動中の場合	相談している相手先
アドバイザーの有無	既に外部コンサル等による支援を受けている場合は「有り」を選択 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	専門家の支援の要否 今後、専門家の支援を希望される場合は「要」を選択 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他士業 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> その他（ ）

・ポータルサイト概要説明実施	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
・ポータルサイト掲載について [ ] : 掲載項目 [ ] : 非開示可	<input type="checkbox"/> 諾 <input type="checkbox"/> 非
・具体的サポート継続支援について	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
・譲渡に向けた具体的サポートについて	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

緊急度	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
-----	--

面談日	年 月 日
-----	-------

日付	内容
/	
手段	
面談	
電話	
その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話	
その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話	
その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話	
その他	

譲受希望者登録シート

法人名		住所		管理NO	
業種		売上	M	営利	M
代表者		URL		連絡先	

<譲受希望案件について>

具体的候補先
<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
(有りの場合)
掲載案件NO

業種					
売上規模		営利		負債総額	
総資産額		予算		都道府県	
対象資産	<input type="checkbox"/> 株式譲渡 (従業員含む) <input type="checkbox"/> 事業譲渡	運営人数		AD ※1	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
購入時期	<input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 1年以上先 <input type="checkbox"/> 半年内 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 1年内 <input type="checkbox"/> いつでも	買収資金	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 外部借入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	専門家 ※2	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

※1 既に外部コンサル等による支援を受けている場合は「有」

※2 今後専門家の支援を希望される場合は「必要」をそれぞれご選択下さい

<その他補足事項>

<p>&lt;その他補足事項&gt;</p>
------------------------

日付	内容
/	
手段	
面談	
電話 その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話 その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話 その他	
日付	内容
/	
手段	
面談	
電話 その他	